日調連発第１３７号
平成２７年９月１０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

標記についての依命通知（登記識別情報通知書の様式変更がされる登記所）が、別添のとおり法務局民事行政部長及び地方法務局長（千葉及び岐阜以外は、参考送付）へ発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３７８号
平成２７年９月８日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（千葉及び岐阜以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年１０月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年１０月５日（月）
　岐阜地方法務局
　　同　　高山支局
　　同　　美濃加茂支局
２　平成２７年１０月１３日（火）
　千葉地方法務局
　　同　　館山支局
　　同　　市原出張所
　　同　　いすみ出張所
　岐阜地方法務局　　八幡支局
　　同　　大垣支局

同　　多治見支局
同　　中津川支局